

移転価格事務運営要領（事務運営指針）新旧対照表

（注）アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1章 定義及び基本方針</p> <p>（定義）</p> <p>1-1</p> <p>(1)～(20) （省略）</p> <p>(21) <u>租税条約等実施特例法</u> <u>租税条約等</u>の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律をいう。</p> <p>(22)～(29) （省略）</p> <p>第2章 調査</p> <p>（調査に当たり配意する事項）</p> <p>2-2</p> <p>国外関連取引の検討は、確定申告書及び調査等により収集した資料等を基に行う。</p> <p>独立企業間価格の算定を行うまでには、個々の取引実態に即した多面的な検討を行うこととし、例えば次の(1)から(3)により、移転価格税制上の問題の有無について検討し、効果的な調査展開を図る。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) <u>国外関連取引に係る対価の額が当該国外関連取引に係る取引条件等の交渉において決定された過程等について、次の点も考慮の上、十分検討する。</u></p> <p><u>イ 法人及びその国外関連者が国外関連取引に係るそれぞれの事業の業績を適切に評価するために、独立企業原則を考慮して当該国外関連取</u></p>	<p>第1章 定義及び基本方針</p> <p>（定義）</p> <p>1-1</p> <p>(1)～(20) （同左）</p> <p>(21) <u>租税条約等実施特例法</u> <u>租税条約</u>の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律をいう。</p> <p>(22)～(29) （同左）</p> <p>第2章 調査</p> <p>（調査に当たり配意する事項）</p> <p>2-2</p> <p>国外関連取引の検討は、確定申告書及び調査等により収集した資料等を基に行う。</p> <p>独立企業間価格の算定を行うまでには、個々の取引実態に即した多面的な検討を行うこととし、例えば次の<u>ような方法</u>により、移転価格税制上の問題の有無について検討し、効果的な調査展開を図る。</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>引に係る対価の額を決定する場合があること。</u></p> <p><u>ロ 法人又は国外関連者が複数の者の共同出資により設立されたものである場合には、その出資者など国外関連取引の当事者以外の者が当該国外関連取引に係る取引条件等の交渉の当事者となる場合があること。また、当該交渉において独立企業原則を考慮した交渉が行われる場合があること。</u></p> <p><u>(注) 国外関連取引に係る対価の額が厳しい価格交渉によって決定されたという事実、国外関連取引の当事者以外の者が当該国外関連取引に係る取引条件等の交渉の当事者となっている事実又は国外関連取引に係る契約の当事者に法人及び国外関連者以外の者が含まれているという事実のみでは、当該国外関連取引が非関連者間取引と同様の条件で行われた根拠とはならないことに留意する。</u></p> <p>(別表 17(4)の添付状況の検討)</p> <p>2-3</p> <p>国外関連取引を行う法人が、その確定申告書に「国外関連者に関する明細書」(法人税申告書別表 17(4))を添付していない場合又は当該別表の記載内容が十分でない場合には、当該別表の提出を督促し、又はその記載の内容について補正を求めるとともに、当該国外関連取引の内容について一層的確な把握に努める。</p> <p>(調査時に検査を行う書類)</p> <p>2-4</p> <p>調査においては、例えば次に掲げる書類(帳簿その他の資料を含む。)から国外関連取引の実態を的確に把握し、移転価格税制上の問題があるかどうかを判断する。</p> <p>(1) 法人及び国外関連者ごとの資本関係及び事業内容を記載した書類</p>	<p>(別表 17(3)の添付状況の検討)</p> <p>2-3</p> <p>国外関連取引を行う法人が、その確定申告書に「国外関連者に関する明細書」(法人税申告書別表 17(3))を添付していない場合又は当該別表の記載内容が十分でない場合には、当該別表の提出を督促し、又はその記載の内容について補正を求めるとともに、当該国外関連取引の内容について一層的確な把握に努める。</p> <p>(調査時に検査を行う書類等)</p> <p>2-4</p> <p>調査においては、例えば次に掲げる書類又は帳簿その他の資料(以下「書類等」という。)から国外関連取引の実態を的確に把握し、移転価格税制上の問題があるかどうかを判断する。</p> <p>(1) 法人及び国外関連者ごとの資本関係及び事業内容を記載した書類等</p>

改正後	改正前
<p>イ 法人及び関連会社間の資本及び取引関係を記載した<u>書類</u></p> <p>ロ 法人及び国外関連者の沿革及び主要株主の変遷を記載した<u>書類</u></p> <p>ハ 法人にあっては有価証券報告書又は計算書類その他事業内容を記載した<u>書類</u>、国外関連者にあってはそれらに相当する<u>書類</u></p> <p>ニ 法人及び国外関連者の主な取扱品目及びその取引金額並びに販売市場及びその規模を記載した<u>書類</u></p> <p>ホ 法人及び国外関連者の事業別の業績、事業の特色、各事業年度の特異事項等その事業の内容を記載した<u>書類</u></p> <p>(2) <u>措置法施行規則第22条の10第1項第1号((国外関連取引の内容を記載した書類))に掲げる書類</u></p> <p>(3) <u>措置法施行規則第22条の10第1項第2号((独立企業間価格を算定するための書類))に掲げる書類</u></p>	<p>イ 法人及び関連会社間の資本及び取引関係を記載した<u>書類等</u></p> <p>ロ 法人及び国外関連者の沿革及び主要株主の変遷を記載した<u>書類等</u></p> <p>ハ 法人にあっては有価証券報告書又は計算書類その他事業内容を記載した<u>報告書等</u>、国外関連者にあってはそれらに相当する<u>報告書等</u></p> <p>ニ 法人及び国外関連者の主な取扱品目及びその取引金額並びに販売市場及びその規模を記載した<u>書類等</u></p> <p>ホ 法人及び国外関連者の事業別の業績、事業の特色、各事業年度の特異事項等その事業の内容を記載した<u>書類等</u></p> <p>(2) <u>法人が独立企業間価格の算定に使用した書類等</u></p> <p>イ <u>法人が採用した比較対象取引の選定過程及び当該比較対象取引の明細を記載した書類等</u></p> <p>ロ <u>法人が複数の取引を一の取引として独立企業間価格の算定を行った場合、その基となった個別の取引の内容を記載した書類等</u></p> <p>ハ <u>法人がその独立企業間価格の算定方法を採用した理由を記載した書類その他法人が独立企業間価格算定の際に作成した書類等</u></p> <p>ニ <u>比較対象取引について差異の調整を行った場合、その調整方法及びその理由を記載した書類等</u></p> <p>(3) <u>国外関連取引の内容を記載した書類等</u></p> <p>イ <u>契約書又は契約内容を記載した書類等</u></p> <p>ロ <u>価格の設定方法及び法人と国外関連者との価格交渉の内容を記載した書類等</u></p> <p>ハ <u>国外関連取引に係る法人又は国外関連者の事業戦略の内容を記載した書類等</u></p> <p>ニ <u>国外関連取引に係る法人及び国外関連者の損益状況を記載した書類等</u></p> <p>ホ <u>国外関連取引について法人及び国外関連者が果たした機能又は負担したリスクを記載した書類等</u></p>

改正後	改正前
<p>(4) <u>その他の書類</u></p> <p>イ 法人及び国外関連者の経理処理基準の詳細を記載した<u>書類</u></p> <p>ロ 外国税務当局による国外関連者に対する移転価格調査又は事前確認の内容を記載した<u>書類</u></p> <p>ハ 移転価格税制に相当する外国の制度にあつて同制度の実効性を担保するために適正な資料作成を求める規定（いわゆるドキュメンテーション・ルール）に従つて国外関連者が<u>書類</u>を準備している場合の当該<u>書類</u></p> <p>ニ その他必要と認められる<u>書類</u></p> <p>（推定規定又は同業者に対する質問検査規定の適用に当たつての留意事項）</p> <p>2-5</p> <p>法人に対し措置法第 66 条の 4 第<u>6</u>項（推定規定）に規定する<u>独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定めるもの又はこれらの写し（以下 2-5 において「第<u>6</u>項に規定する書類」という。）の提示又は提出を求めた場合において、当該法人が第<u>6</u>項に規定する書類を遅滞なく提示又は提出しなかつたときには、同項又は同条第<u>8</u>項（同業者に対する質問検査規定）の規定を適用することができるのであるが、これらの規定の適用に当たっては、次の事項に配意する。</u></p> <p>(1) <u>独立企業間価格を算定するために、第<u>6</u>項に規定する書類の提示又は</u></p>	<p>へ <u>国外関連取引を行う際に法人又は国外関連者が使用した無形資産の内容を記載した書類等</u></p> <p>ト <u>国外関連取引に係る棚卸資産等に関する市場について行われた分析等に係る書類等</u></p> <p>チ <u>国外関連取引に係る棚卸資産等の内容を記載した書類等</u></p> <p>リ <u>国外関連取引と密接に関連する他の取引の有無及びその内容を記載した書類等</u></p> <p>(4) <u>その他の書類等</u></p> <p>イ 法人及び国外関連者の経理処理基準の詳細を記載した<u>マニュアル等</u></p> <p>ロ 外国税務当局による国外関連者に対する移転価格調査又は事前確認の内容を記載した<u>書類等</u></p> <p>ハ 移転価格税制に相当する外国の制度にあつて同制度の実効性を担保するために適正な資料作成を求める規定（いわゆるドキュメンテーション・ルール）に従つて国外関連者が<u>書類等</u>を準備している場合の当該<u>書類等</u></p> <p>ニ その他必要と認められる<u>書類等</u></p> <p>（推定規定又は同業者に対する質問検査規定の適用に当たつての留意事項）</p> <p>2-5</p> <p>法人に対し措置法第 66 条の 4 第<u>7</u>項（推定規定）に規定する<u>書類若しくは帳簿又はこれらの写し（以下 2-5 において「第<u>7</u>項に規定する書類等」という。）の提示又は提出を求めた場合において、当該法人が第<u>7</u>項に規定する書類等を遅滞なく提示し、又は提出しなかつたときには、同項又は同条第<u>9</u>項（同業者に対する質問検査規定）の規定を適用することができるのであるが、これらの規定の適用に当たっては、次の事項に配意する。</u></p> <p>(1) <u>第<u>7</u>項に規定する書類等の提示又は提出を求める場合には、法人に対</u></p>

改正後	改正前
<p>提出を求める場合には、法人に対し、「当該書類が遅滞なく提示又は提出されないときには、措置法第 66 条の 4 第 6 項又は同条第 8 項の適用要件を満たす」旨を説明するとともに、当該説明を行った事実及びその後の法人からの提示又は提出の状況を記録する。</p> <p>また、法人が第 6 項に規定する書類が遅滞なく提示又は提出したかどうかは、当該書類の提示又は提出の準備に通常要する期間を考慮して判断する。</p> <p><u>(注) 1 (1)の提示又は提出を求める場合には、必要と認められる範囲内において、法人に対し期日を定めて当該提示又は提出を求める。</u></p> <p>また、当該期日は、当該法人の意見を聴取した上で当該提示又は提出の準備に通常要する期間を斟酌して定める。</p> <p><u>2 (1)の提示又は提出を求める場合において、法人が独立企業間価格を算定しているときには、当該法人が当該算定に用いた書類に基づき独立企業間価格の算定ができるかどうかを検討し、当該書類以外の書類の提示又は提出を求める必要があるかどうかを判断する。</u></p> <p><u>(2) 法人から第 6 項に規定する書類に該当するものとして提示又は提出された書類を総合的に検討して独立企業間価格の算定ができるかどうかを判断するのであるが、当該判断の結果、当該書類に基づき独立企業間価格を算定することができず、かつ、措置法第 66 条の 4 第 6 項又は同条第 8 項の規定の適用がある場合には、当該法人に対しその理由を説明する。</u></p> <p>なお、当該書類を総合的に検討した結果、独立企業間価格の算定ができる場合には、措置法第 66 条の 4 第 6 項又は同条第 8 項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p><u>(注) 当該書類が不正確な情報等に基づき作成されたものである場合に</u></p>	<p>し、「当該書類等が遅滞なく提示され又は提出されないときには、措置法第 66 条の 4 第 7 項又は同条第 9 項の適用要件を満たす」旨を説明するとともに、当該説明を行った事実及びその後の法人からの提示又は提出の状況を記録する。</p> <p><u>(2) 法人が第 7 項に規定する書類等が遅滞なく提示し、又は提出したかどうかは、当該書類等の提示又は提出の準備に通常要する期間を考慮して判断する。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>は、当該書類の提示又は提出については、第6項に規定する書類の提示又は提出には該当しない。</u></p> <p><u>この場合には、当該法人に対し、正確な情報等に基づき作成した書類を速やかに提示又は提出するよう求めるものとする。</u></p> <p>(3) 措置法第66条の4第<u>8</u>項の規定を適用して把握した非関連者間取引（措置法通達66の4(2)-1に規定する非関連者間取引をいう。以下同じ。）を比較対象取引として選定した場合には、当該選定のために用いた条件、当該比較対象取引の内容、差異の調整方法等を法人に対し説明するのであるが、この場合には、<u>国税通則法第126条</u>（(職員の守秘義務規定)）の規定に留意するとともに、当該説明を行った事実を記録する。</p> <p>（企業グループ内における役務の提供の取扱い）</p> <p>2-9</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p>(5) 法人が国外関連者に対し支払うべき役務の提供に係る対価の額の適否の検討に際して、当該法人に対し、当該国外関連者から受けた役務の内容等が記載された<u>書類（帳簿その他の資料を含む。）</u>の提示又は提出を求める。この場合において、当該役務の提供に係る実態等が確認できないときには、措置法第66条の4第3項等の規定の適用について検討することに留意する。</p> <p>（費用分担契約に係る検査を行う<u>書類</u>）</p> <p>2-18</p> <p>調査においては、2-4に掲げる<u>書類</u>から国外関連取引の実態を的確に把握するのであるが、費用分担契約に係る調査を行うに当たっては、費用分担契約書（研究開発等の活動の範囲・内容を記載した附属書類を含む。）のほか、主として次に掲げる<u>書類（帳簿その他の資料を含む。）</u>の提示を</p>	<p>(3) 措置法第66条の4第<u>9</u>項の規定を適用して把握した非関連者間取引（措置法通達66の4(2)-1に規定する非関連者間取引をいう。以下同じ。）を比較対象取引として選定した場合には、当該選定のために用いた条件、当該比較対象取引の内容、差異の調整方法等を法人に対し説明するのであるが、この場合には、<u>法第163条</u>（(職員の守秘義務規定)）の規定に留意するとともに、当該説明を行った事実を記録する。</p> <p>（企業グループ内における役務の提供の取扱い）</p> <p>2-9</p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p>(5) 法人が国外関連者に対し支払うべき役務の提供に係る対価の額の適否の検討に際して、当該法人に対し、当該国外関連者から受けた役務の内容等が記載された<u>書類等</u>の提示又は提出を求める。この場合において、当該役務の提供に係る実態等が確認できないときには、措置法第66条の4第3項等の規定の適用について検討することに留意する。</p> <p>（費用分担契約に係る検査を行う<u>書類等</u>）</p> <p>2-18</p> <p>調査においては、2-4に掲げる<u>書類等</u>から国外関連取引の実態を的確に把握するのであるが、費用分担契約に係る調査を行うに当たっては、費用分担契約書（研究開発等の活動の範囲・内容を記載した附属書類を含む。）のほか、主として次のような<u>書類等</u>の提示を求め、移転価格税制上の問題</p>

改正後	改正前
<p>求め、移転価格税制上の問題があるかどうかを検討する。</p> <p>(1) 費用分担契約の締結に当たって作成された<u>書類</u></p> <p>イ 参加者の名称、所在地、資本関係及び事業内容等を記載した<u>書類</u></p> <p>ロ 参加者が契約締結に至るまでの交渉・協議の経緯を記載した<u>書類</u></p> <p>ハ 予測便益割合の算定方法及びそれを用いることとした理由を記載した<u>書類</u></p> <p>ニ 費用分担額及び予測便益の算定に用いる会計基準を記載した<u>書類</u></p> <p>ホ 予測便益割合と実現便益割合とが乖離した場合における費用分担額の調整に関する細目を記載した<u>書類</u></p> <p>ヘ 新規加入又は脱退があった場合の無形資産等の価値の算定に関する細目を記載した<u>書類</u></p> <p>ト 契約条件の変更並びに費用分担契約の改定又は終了に関する細目を記載した<u>書類</u></p> <p>(2) 費用分担契約締結後の期間において作成された<u>書類</u></p> <p>イ 各参加者が研究開発等の活動のために要した費用の総額及びその内訳並びに各参加者の費用分担額及びその計算過程を記載した<u>書類</u></p> <p>ロ 研究開発等の活動に関する予測便益割合と実現便益割合との乖離の程度を記載した<u>書類</u></p> <p>ハ 研究開発等の活動を通じて形成された無形資産等に対する各参加者の持分の異動状況（研究開発等の活動を通じて形成された無形資産等の価値の算定方法を含む。）を記載した<u>書類</u></p> <p>ニ 新規加入又は脱退があった場合の事情の詳細を記載した<u>書類</u></p> <p>(3) その他の<u>書類</u></p> <p>イ 既存の無形資産を研究開発等の活動に使用した場合における当該既存の無形資産の内容及び使用料に相当する金額の算定に関する細目を記載した<u>書類</u></p> <p>ロ 研究開発等の活動から生じる成果を利用することが予定されている</p>	<p>があるかどうかを検討する。</p> <p>(1) 費用分担契約の締結に当たって作成された<u>書類等</u></p> <p>イ 参加者の名称、所在地、資本関係及び事業内容等を記載した<u>書類等</u></p> <p>ロ 参加者が契約締結に至るまでの交渉・協議の経緯を記載した<u>書類等</u></p> <p>ハ 予測便益割合の算定方法及びそれを用いることとした理由を記載した<u>書類等</u></p> <p>ニ 費用分担額及び予測便益の算定に用いる会計基準を記載した<u>書類等</u></p> <p>ホ 予測便益割合と実現便益割合とが乖離した場合における費用分担額の調整に関する細目を記載した<u>書類等</u></p> <p>ヘ 新規加入又は脱退があった場合の無形資産等の価値の算定に関する細目を記載した<u>書類等</u></p> <p>ト 契約条件の変更並びに費用分担契約の改定又は終了に関する細目を記載した<u>書類等</u></p> <p>(2) 費用分担契約締結後の期間において作成された<u>書類等</u></p> <p>イ 各参加者が研究開発等の活動のために要した費用の総額及びその内訳並びに各参加者の費用分担額及びその計算過程を記載した<u>書類等</u></p> <p>ロ 研究開発等の活動に関する予測便益割合と実現便益割合との乖離の程度を記載した<u>書類等</u></p> <p>ハ 研究開発等の活動を通じて形成された無形資産等に対する各参加者の持分の異動状況（研究開発等の活動を通じて形成された無形資産等の価値の算定方法を含む。）を記載した<u>書類等</u></p> <p>ニ 新規加入又は脱退があった場合の事情の詳細を記載した<u>書類等</u></p> <p>(3) その他の<u>書類等</u></p> <p>イ 既存の無形資産を研究開発等の活動に使用した場合における当該既存の無形資産の内容及び使用料に相当する金額の算定に関する細目を記載した<u>書類等</u></p> <p>ロ 研究開発等の活動から生じる成果を利用することが予定されている</p>

改正後	改正前
<p>者で、費用分担契約に参加しない者の名称、所在地等を記載した書類</p> <p>(過少資本税制との関係)</p> <p>2-24</p> <p>調査に当たり、移転価格税制とともに措置法第 66 条の 5 ((国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例))の規定を適用する<u>場合には</u>、同条第 1 項に規定する「負債の利子」の算定において、独立企業間価格を超える部分の「負債の利子」を含めないことに留意する。</p> <p>第 3 章 独立企業間価格の算定等における留意点</p> <p>(差異の調整方法)</p> <p>3-1</p> <p>国外関連取引と比較対象取引との差異について調整を行う場合には、例えば次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める方法により行うことができることに留意する。</p> <p>なお、差異の調整は、その差異が措置法第 66 条の 4 第 2 項第 1 号イに規定する対価の額若しくは同号ロ及びハに規定する通常の利益率の算定又は措置法施行令第 39 条の 12 第 8 項第 2 号及び第 3 号に規定する割合の算定に影響を及ぼすことが客観的に明らかである場合に行うことに留意する(措置法第 66 条の 4 第 2 項第 2 号<u>の規定の適用</u>において同じ。)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>第 4 章 国外移転所得金額等の取扱い</p>	<p>者で、費用分担契約に参加しない者の名称、所在地等を記載した書類等</p> <p>(過少資本税制との関係)</p> <p>2-24</p> <p>調査に当たり、移転価格税制とともに措置法第 66 条の 5 ((国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例))の規定を適用する<u>ときは</u>、同条第 1 項に規定する「負債の利子」の算定に<u>当たっては</u>、独立企業間価格を超える部分の「負債の利子」を含めないことに留意する。</p> <p>第 3 章 独立企業間価格の算定等における留意点</p> <p>(差異の調整方法)</p> <p>3-1</p> <p>国外関連取引と比較対象取引との差異について調整を行う場合には、例えば次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める方法により行うことができることに留意する。</p> <p>なお、差異の調整は、その差異が措置法第 66 条の 4 第 2 項第 1 号イに規定する対価の額若しくは同号ロ及びハに規定する通常の利益率の算定又は措置法施行令第 39 条の 12 第 8 項第 2 号及び第 3 号に規定する割合の算定に影響を及ぼすことが客観的に明らかである場合に行うことに留意する(措置法第 66 条の 4 第 2 項第 2 号イに<u>掲げる方法</u>において同じ。)</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>第 4 章 国外移転所得金額等の取扱い</p>

改正後	改正前
<p>(対応的調整に伴い国外関連者に返還する金額がある場合の取扱い)</p> <p>4-3</p> <p>相互協議の合意に基づく対応的調整により減額更正を行う場合において、法人が減額される所得金額の全部又は一部を合理的な期間内に国外関連者に対して返還することとし、<u>租税条約等実施特例法第7条第1項</u>((租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例))に規定する更正の請求とともに、次に掲げる内容を記載した書面(「対応的調整に伴う返還に関する届出書」(別紙様式7))を所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあっては所轄国税局長)に届け出た場合には、その返還することとした金額を当該国外関連者に対する未払金として処理することに留意する。</p> <p>イ～ト (省略)</p> <p>第5章 事前確認手続</p> <p>(事前確認の効果)</p> <p>5-16</p> <p>所轄税務署長は、5-15(5)の事前確認する旨の通知を受けた法人(以下「確認法人」という。)が<u>事前確認を受けた国外関連取引</u>(以下「<u>確認取引</u>」という。)に係る各事業年度(以下「<u>確認事業年度</u>」という。)において事前確認の内容に適合した申告を行っている場合には、<u>当該確認取引</u>は独立企業間価格で行われたものとして取り扱う。</p> <p>なお、事前確認時に既に経過した確認対象事業年度がある場合において、当該確認対象事業年度に係る申告を事前確認の内容に適合させるために確認法人が提出する修正申告書は、<u>国税通則法第65条</u>((<u>過少申告加算税</u>))第5項に規定する「<u>更正があるべきことを予知してされたもの</u>」には該当</p>	<p>(対応的調整に伴い国外関連者に返還する金額がある場合の取扱い)</p> <p>4-3</p> <p>相互協議の合意に基づく対応的調整により減額更正を行う場合において、法人が減額される所得金額の全部又は一部を合理的な期間内に国外関連者に対して返還することとし、<u>租税条約実施特例法第7条第1項</u>((租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例))に規定する更正の請求とともに、次に掲げる内容を記載した書面(「対応的調整に伴う返還に関する届出書」(別紙様式7))を所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあっては所轄国税局長)に届け出た場合には、その返還することとした金額を当該国外関連者に対する未払金として処理することに留意する。</p> <p>イ～ト (同左)</p> <p>第5章 事前確認手続</p> <p>(事前確認の効果)</p> <p>5-16</p> <p>所轄税務署長は、5-15(5)の事前確認する旨の通知を受けた法人(以下「確認法人」という。)が<u>確認事業年度</u>において事前確認の内容に適合した申告を行っている場合には、<u>事前確認を受けた国外関連取引</u>(以下「<u>確認取引</u>」という。)は独立企業間価格で行われたものとして取り扱う。</p> <p>なお、事前確認時に既に経過した確認対象事業年度がある場合において、当該確認対象事業年度に係る申告を事前確認の内容に適合させるために確認法人が提出する修正申告書は、<u>国税通則法第65条</u>(<u>過少申告加算税</u>)第5項に規定する「<u>更正があるべきことを予知してされたもの</u>」には該当しないことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>しないことに留意する。</p> <p>(報告書の提出)</p> <p>5-17</p> <p>所轄税務署長は、確認法人に対し、<u>確認事業年度</u>の確定申告書の提出期限又は所轄税務署長があらかじめ定める<u>期限</u>までに、次の事項を記載した報告書を提出するよう求める。</p> <p>なお、報告書の提出部数は、調査課所管法人にあつては、2部、調査課所管法人以外の法人にあつては、3部とする。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>(報告書の取扱い)</p> <p>5-18</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2)</p> <p>(注) 局担当課による報告書等の検討のための確認法人への臨場又は上記事実の指摘等によって当該確認法人が局担当課による報告書等の検討があったことを了知したと認められる以前に、当該事実が判明したことにより、5-19(2)ロの規定に基づいて当該確認法人が自主的に修正申告書を提出する場合には、当該修正申告書は、国税通則法第65条(<u>過少申告加算税</u>)第5項に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しない。</p> <p>なお、「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当するかどうかは、平成12年7月3日付課法2-9ほか3課共同「法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」(事務運営指針)に基づき判断する。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>(報告書の提出)</p> <p>5-17</p> <p>所轄税務署長は、確認法人に対し、<u>確認取引に係る各事業年度</u>(以下「<u>確認事業年度</u>」という。)の確定申告書の提出期限又は所轄税務署長があらかじめ定める<u>期間内</u>に、次の事項を記載した報告書を提出するよう求める。</p> <p>なお、報告書の提出部数は、調査課所管法人にあつては、2部、調査課所管法人以外の法人にあつては、3部とする。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>(報告書の取扱い)</p> <p>5-18</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2)</p> <p>(注) 局担当課による報告書等の検討のための確認法人への臨場又は上記事実の指摘等によって当該確認法人が局担当課による報告書等の検討があったことを了知したと認められる以前に、当該事実が判明したことにより、5-19(2)ロの規定に基づいて当該確認法人が自主的に修正申告書を提出する場合には、当該修正申告書は、国税通則法第65条(<u>過少申告加算税</u>)第5項に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しない。</p> <p>なお、「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当するかどうかは、平成12年7月3日付課法2-9ほか3課共同「法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」(事務運営指針)に基づき判断する。</p> <p>(3) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(価格の調整)</p> <p>5-19</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 局担当課は、確認法人のその事前確認に係る価格の調整（以下「補償調整」という。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる処理を行うよう指導する。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 確認法人は、確認事業年度に係る確定申告後に、確定申告が相互協議の合意が成立した事前確認の内容に適合していないことにより、所得金額が過大となっていたことが判明した場合には、補償調整に係る相互協議の合意内容に従い、<u>国税通則法第 23 条第 2 項</u>に基づき更正の請求を行うことができる。</p> <p>(様式 1 の裏面)</p> <p style="text-align: center;">国外移転所得金額の返還に関する届出書の記載要領</p> <p>1 この届出書は、租税特別措置法第 66 条の 4 又は第 68 条の 88 に規定する国外関連取引の対価の額とその国外関連取引に係る独立企業間価格との差額（以下「国外移転所得金額」といいます。）の全部又は一部を租税特別措置法関係通達（法人税編）66 の 4 (8)-2 又は同通達（連結納税編）68 の 88(8)-2 に基づきその国外関連者から返還を受けることとした場合に使用します。</p> <p>2～3 (省略)</p>	<p>(価格の調整)</p> <p>5-19</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 局担当課は、確認法人のその事前確認に係る価格の調整（以下「補償調整」という。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる処理を行うよう指導する。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 確認法人は、確認事業年度に係る確定申告後に、確定申告が相互協議の合意が成立した事前確認の内容に適合していないことにより、所得金額が過大となっていたことが判明した場合には、補償調整に係る相互協議の合意内容に従い、<u>租税条約実施特例法第 7 条第 1 項</u>に基づき更正の請求を行うことができる。</p> <p>(様式 1 の裏面)</p> <p style="text-align: center;">国外移転所得金額の返還に関する届出書の記載要領</p> <p>1 この届出書は、租税特別措置法第 66 条の 4 又は第 68 条の 88 に規定する国外関連取引の対価の額とその国外関連取引に係る独立企業間価格との差額（以下「国外移転所得金額」といいます。）の全部又は一部を租税特別措置法関係通達（法人税編）66 の 4 (7)-2 又は同通達（連結納税編）68 の 88(7)-2 に基づきその国外関連者から返還を受けることとした場合に使用します。</p> <p>2～3 (同左)</p>

改正後

改正前

(様式5の裏面)

(様式5の裏面)

独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書

独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書

1

1

2 記載要領

2 記載要領

項目	内 容
国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。
本 文	「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる取引を行う法人が連結小法人でない場合は抹消する。 「平成 年 月 日終了(連結)事業年度以降の(連結)事業年度分」の箇所は、事業年度又は連結事業年度の区分に応じ、補正するとともに、その終了の日を記載する。
確認対象 取引を行 う法人	独立企業間価格の算定方法等の確認の対象となる取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。
理 由	平成 13 年 6 月 1 日付「移転価格事務運営要領」5-21(1)又は平成 17 年 4 月 28 日付「連結法人に係る移転価格事務運営要領」5-21(1)に規定する取消理由を記載する。

項目	内 容
国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。
本 文	「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる取引を行う法人が連結小法人でない場合は抹消する。 「平成 年 月 日終了(連結)事業年度以降の(連結)事業年度分」の箇所は、事業年度又は連結事業年度の区分に応じ、補正するとともに、その終了の日を記載する。
確認対象 取引を行 う法人	独立企業間価格の算定方法等の確認の対象となる取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。
理 由	平成 13 年 6 月 1 日付「移転価格事務運営要領」5-19(1)又は平成 17 年 4 月 28 日付「連結法人に係る移転価格事務運営要領」5-19(1)に規定する取消理由を記載する。

別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集

別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集

第一章 独立企業間価格の算定方法の選択に関する事例

第一章 独立企業間価格の算定方法の選択に関する事例

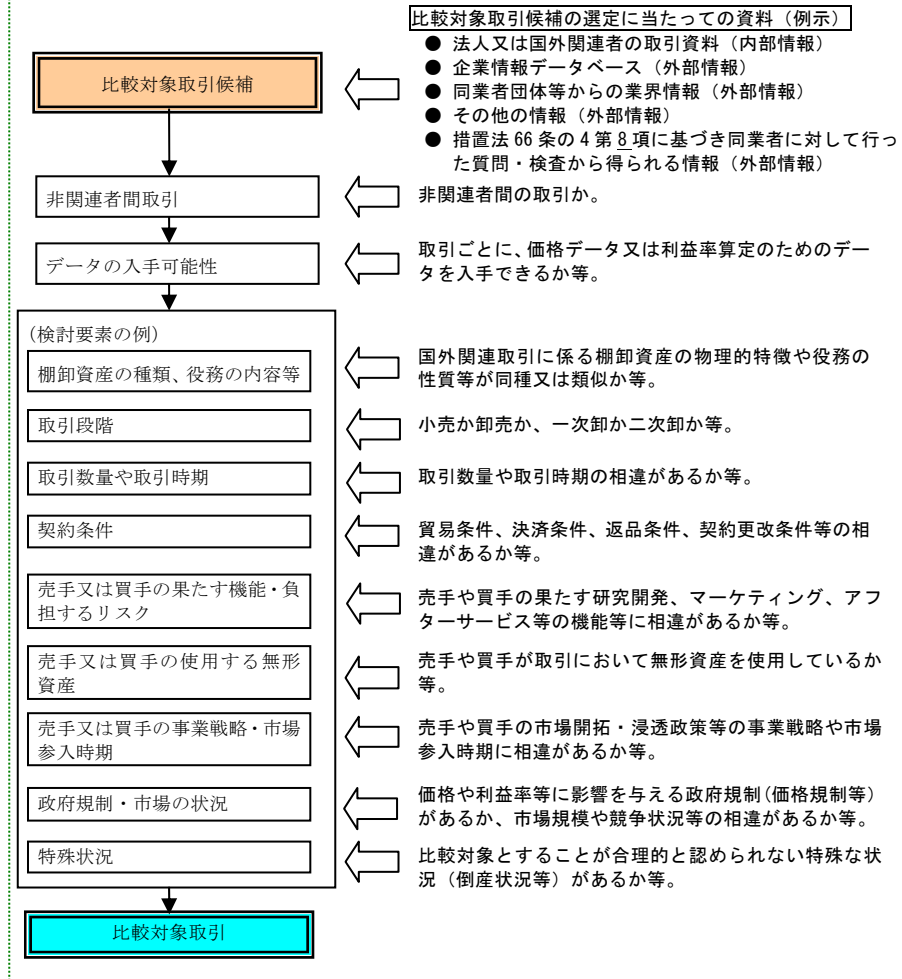
【事例1】(独立価格比準法を用いる場合)

【事例1】(独立価格比準法を用いる場合)

改正後	改正前
<p>《ポイント》 (省略)</p> <p>《前提条件》 (省略)</p> <p>《移転価格税制上の取扱い》 (省略)</p> <p>《解説》</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 多様な要因により決定される取引価格の妥当性を問題とする移転価格税制の適正・円滑な運用のためには、検討対象とする取引価格の決定根拠や他の通常の取引価格についての情報、取引の相手方である国外関連者の果たす機能等に関する情報の入手が重要となるため、次の点について納税者に注意を喚起する必要がある(本事例以下の全ての事例においても同様)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納税者が、<u>独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令に定めるもの又はその写しについて、税務当局の求めに応じて遅滞なく提示又は提出しなければ、推定課税等の適用要件に該当することとなる(措置法第66条の4第6項・第8項、措置法施行規則第22条の10第1項)</u>。 ・ 納税者は、移転価格調査において、税務当局の求めに応じて独立企業間価格の算定に必要な国外関連者の保存する<u>帳簿書類又はその写し</u>の入手に努める必要がある(同条第7項)、税務当局から求められた資料の内容が独立企業間価格の算定に必要な資料であって、税務当局の求めに応じて遅滞なく提示又は提出されなければ、推定課税等の適用要件に該当するものと解されている。 <p>他方、納税者の確定申告の基礎となった事務運営指針2-4に掲げる<u>書類</u>の検査に当たっては、必要な資料の提出等を求める場合、納税者が採用した独立企業間価格の算定方法による算定結果が独立企業間価格と認められない場合等において、納税者に対し、その理由や調査の結果に基づき納税者が採用した方法に代えて適用する独立企業間価格の算定方法の内容等について十分説明し、納税者の理解を得ていくことに努めることに配慮する必要がある。</p>	<p>《ポイント》 (同左)</p> <p>《前提条件》 (同左)</p> <p>《移転価格税制上の取扱い》 (同左)</p> <p>《解説》</p> <p>1～4 (同左)</p> <p>5 多様な要因により決定される取引価格の妥当性を問題とする移転価格税制の適正・円滑な運用のためには、検討対象とする取引価格の決定根拠や他の通常の取引価格についての情報、取引の相手方である国外関連者の果たす機能等に関する情報の入手が重要となるため、次の点について納税者に注意を喚起する必要がある(本事例以下の全ての事例においても同様)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納税者が、<u>独立企業間価格の算定に当たり自ら選択した独立企業間価格の算定に必要な帳簿書類等を税務当局の求めに応じて遅滞なく提示又は提出しなければ、推定課税等の適用要件に該当することとなる(措置法第66条の4第7項・第9項)</u>。 ・ 納税者は、移転価格調査において、税務当局の求めに応じて独立企業間価格の算定に必要な国外関連者の保存する<u>帳簿書類等</u>の入手に努める必要がある(同条第8項)、税務当局から求められた資料の内容が独立企業間価格の算定に必要な資料であって、税務当局の求めに応じて遅滞なく提示又は提出されなければ、推定課税等の適用要件に該当するものと解されている。 <p>他方、納税者の確定申告の基礎となった事務運営指針2-4に掲げる<u>書類等</u>の検査に当たっては、必要な資料の提出等を求める場合、納税者が採用した独立企業間価格の算定方法による算定結果が独立企業間価格と認められない場合等において、納税者に対し、その理由や調査の結果に基づき納税者が採用した方法に代えて適用する独立企業間価格の算定方法の内容等について十分説明し、納税者の理解を得ていくことに努めることに配慮する必要がある。</p>

6 (省略)

[図：比較対象取引の選定手順の例]



6 (同左)

[図：比較対象取引の選定手順の例]

